

令和元年

富士川町議会

第5回臨時会会議録

令和元年 12月 23日 開会

令和元年 12月 23日 閉会

山梨県富士川町議会

令和元年

富士川町議会第5回臨時会

令和元年 12月23日

令和元年12月23日
午後 2時00分開議
於 議 場

1 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第101号 富士川町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第102号 富士川町長等の給与及び旅費条例及び富士川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第103号 令和元年度富士川町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 7 議案第104号 令和元年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第105号 令和元年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 9 議案第106号 令和元年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第107号 令和元年度富士川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第108号 リニア高下工食用道路整備工事（2工区）請負契約の締結について

2 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	秋山仁	2番	樋口正訓
3番	笹本壽彦	4番	井上和男
5番	望月眞	6番	秋山稔
7番	成田守	8番	小林有紀子
9番	深澤公雄	10番	青柳光仁
11番	堀内春美	12番	鮫田洋平
13番	長澤健	14番	井上光三

3. 欠席議員

なし

4. 会議録署名議員

3番	笹本壽彦	4番	井上和男
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(10人)

町長	志村学	副町長	齋藤靖
会計管理者	内田一志	政策秘書課長	秋山佳史
財務課長	秋山忠	管財課長	樋口一也
町民生活課長	中込裕子	福祉保健課長	松井清美
土木整備課長	志村正史	上下水道課長	原田和佳

6. 職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	早川竜一
書記	依田文哉

開会 午後2時00分

○議長（井上光三君）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。着席願います。

富士川町告示第70号をもって招集されました、令和元年第5回富士川町議会臨時会に、議員並びに町長をはじめ執行部各位には、ご健勝にてご出席いただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第5回富士川町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

○議長（井上光三君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により3番笹本壽彦君および4番井上和男君を指名します。

○議長（井上光三君）

日程第2 会期決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長（井上光三君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（井上光三君）

日程第3 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職・氏名、などにつきましては、お手元に配布したとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（井上光三君）

日程第4 議案第101号 富士川町職員給与条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第102号 富士川町長等の給与及び旅費条例及び富士川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

以上の2議案は、条例改正案件でありますので一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 志村学君。

—————2 議案の提案理由朗読説明—————

○議長（井上光三君）

次に、議案第101号及び第102号について補足説明を求めます。

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

それでは、まず始めに、議案第101号の富士川町職員給与条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。タブレット3ページになります。この条例改正は、人事院勧告を鑑み改正するもので、勤勉手当、給料表の改正、住居手当の改正となります。

第1条には、本年度分の支給月の改正、第2条には来年度分の支給に関する改正と給料表の改正であります。詳細については、新旧対照表で説明させていただきます。新旧対照表をご覧ください。タブレットは16ページになります。

まず、職員の給与条例の改正、第1条関係であります。まず、勤勉手当の改正であり、17条の4の2項では、「各号に掲げる額」の文言を「各号定める額」に改めること、その下の下線部分の追加は、勤勉手当は、6月、12月は同じ支給率であり、今回の改正は12月分を改正するため、「6月に支給する場合には、」との文言を追加し、改正前の100分の92.5、特定幹部職員にあっては100分の112.5を、それぞれ、「12月分の支給する場合には、100分の97.5、100分の117.5」に改正し、100分の5の増、0.05か月引き上げるものであります。なお、特定幹部職員とは課長級の職員となります。

また、別表第2、別表第2の2の改正につきましては、給料表の改正であり、タブレットですと4ページから10ページが給料表の改正であります。給料表の改定対象者は、30歳代半ばまでの職員となります。

次の新旧対照表のタブレット17ページをご覧ください。第2条関係であります。第2条関係は、住居手当の支給対象となる家賃額の下限と月の支給限度額の改正、支給額の改正、そして、翌年の勤勉手当の割合に関する改正であります。この改正は、第9条の3で手当の月の支給対象家賃額の下限が、「12,000円を超える額」とあるのを「16,000円」と改正し、ほか、文言の改正であります。第9条の3第2項では、月額を定めており、次のページへ移りまして、「23,000円以下の家賃の場合、12,000円を控除した額」としていたものを「27,000円以下の家賃の場合、16,000円を控除した額」、また、「23,000円を超える家賃の場合、23,000円を控除した額の1/2に11,000円を加算した額、1/2が16,000円を超える場合、16,000円とする」としておりましたが、改正後は、「27,000円以下の家賃の場合、16,000円を控除、27,000円を超える家賃を支払っている場合は、27,000円を控除後の1/2に11,000円を加算する、1/2が17,000円を超える場合、17,000円とする」という改正でございます。

次に17条の4、勤勉手当の改正ですが、この改正は「6月、12月に支給する割合を同じとする」改正であります。年間の総支給月数は変わりませんが、両月とも100分の95、特定幹部職員にあっては100分の115と改正するものであります。

また、別表2の改正につきましては、任期付き職員給料表の単一号給を削除するものです。

なお、附則としてこの条例は公布の日から施行する。ただし、2条及び附則第4項については、令和2年4月1日から施行する。また、第1条の規定による改正後の条例は、平成31年4月1日から適用としております。

また、4項には住居手当が2,000円を超える減額となる職員については、令和3年3月31日まで、旧手当額から2,000円を控除した額とする経過措置が設けられております。

以上が議案第101号の補足説明であります。

続きまして、議案第102号の補足説明をさせていただきます。次のページ、タブレット21ページになります。この、富士川町長等の給与及び旅費条例及び富士川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例であります。この改正条例は、4条だてとなっております、1条、3条におきましては、今年度の支給に関する改正、2条、4条におきましては、来年度の支給に関する改正であります。

詳細につきましては、次の次のページ、新旧対照表にて説明させていただきます。

まず、第1条関係は町長等の期末手当、町長、副町長、教育長であります。第6条の12月支給において、100分の222.5を100分の227.5に改正する内容であり、0.05月引き上げるものでございます。

次のページ、第2条関係におきましては、総支給月数は変わりませんが、来年度の支給に対する6月12月の支給割合を同じ月数とする改正で100分の225に改めるものであります。

次のページ、第3条関係であります。議員の報酬の期末手当に関する改正であり、同様に0.05月引き上げるものであります。よって、12月分の172.5を100分の177.5に引き上げるものであります。

次のページ、4条においては来年度の支給に関しまして、同じく総支給月数は変わりませんが、来年度の支給に対する6月及び12月の支給割合を同じ月数とする改正で100分の175に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行する。ただし、2条、4条については、令和2年4月1日から施行する。第1条の改正後の条例は、令和元年12月1日から適用としております。

以上が議案第102号の補足説明であります。

議案第101号、102号をご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、議案第101号および第102号について質疑を行います。質疑はありますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第101号および第102号について質疑を行います。

○議長（井上光三君）

これから議案第101号および第102号について、一括して討論を行います。

討論はありますか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって議案第101号および第102号について、討論を終わります。

これから日程第4 議案第101号および、日程第5 議案第102号について、一括して採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第101号および第102号は原案のとおり可決されました。

○議長（井上光三君）

日程第 6 議案第 103号 令和元年度富士川町一般会計補正予算（第7号）

日程第 7 議案第 104号 令和元年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 8 議案第 105号 令和元年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第 9 議案第 106号 令和元年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第 10 議案第 107号 令和元年度富士川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

以上の5議案は、補正予算案件でありますので一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 志村学君。

—————5議案の提案理由朗読説明—————

○議長（井上光三君）

次に、議案第103号から第107号について補足説明を求めます。

はじめに、議案第103号について補足説明を求めます。

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

それでは、議案第103号の補足説明をさせていただきます。表紙の次のページ、タブレット29ページをご覧ください。

（以下、令和元年度富士川町一般会計補正予算の朗読）

第1表、歳入歳出予算補正は事項別明細書にて説明いたします。タブレット34ページになります。

（令和元年度富士川町一般会計補正予算事項別明細書朗読説明）

以上、議案第103号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

次に議案第104号について補足説明を求めます。

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

それでは、タブレットの116ページをお開きください。議案第104号令和元年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算の補足説明をさせていただきます。次のページをお開きください。

（以下、令和元年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算の朗読）

第1表の歳入歳出予算補正の詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきますので、タブレットの62ページをお開きください。

（令和元年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書朗読説明）

以上で補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（井上光三君）

次に、議案第105号について補足説明を求めます。

福祉保健課長 松井清美さん。

○福祉保健課長（松井清美さん）

タブレット129ページ、議案第105号令和元年度富士川町介護保険特別会計補正予算第4号の補足説明をさせていただきます。

（以下、令和元年度富士川町介護保険特別会計補正予算の朗読）

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、タブレット77ページからの事項別明細書によりご説明をいたします。

（令和元年度富士川町介護保険特別会計補正予算事項別明細書朗読説明）

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

次に、議案第106号および第107号について補足説明を求めます。

上下水道課長 原田和佳君。

○上下水道課長（原田和佳君）

それでは、議案第106号の補足説明をさせていただきます。タブレット89ページをお開きください。

（以下、令和元年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算の朗読。）

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。タブレット94ページをお開きください。

（令和元年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算事項別明細書朗読説明）

引き続き、議案第107号の補足説明をさせていただきます。タブレット105ページをお開きください。

（以下、令和元年度富士川町下水道事業特別会計補正予算の朗読。）

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。タブレット110ページをお開きください。

（令和元年度富士川町下水道事業特別会計補正予算事項別明細書朗読説明）

以上、議案第107号の補足説明とさせていただきます。議案第106号、107号とも、ご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、議案第103号から第107号について質疑を行います。質疑はありますか。

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

10番青柳です。わかりづらいところがありましたので、お答えをお願いしたいと思います。はじめに、タブレットの39ページ、議案の6ページ、民生費の児童福祉費ですが、保育所総務費と合わせまして1285万円が減額になっておりますけれども、各条例とも職員の異動による補正と伺いましたけれども、これに対応するような大きい動きの課等がありませんので、内容がわかりましたらお願いします。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

大きな減額の内容ということだと思いますけれども、まず、児童館と保育所の保育士が欠員というようなことになっていた部分もございませう。あと、退職者、採用者等の差額というようなことで、大きな差がでているということもございませう。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

もう1点、同じパターンかもしれませんが、タブレットの43ページ、議案の10ページですね。土木管理費、その下の都市計画費、合計で1400万円減額になっていますけれども、職員の異動ということであれば、どこかが膨らんでいるかと思うんですけども、それが見当たらないので、今と同じようにご説明いただければと思います。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

土木管理費の給料、職員手当の件と、都市計画費の件でございますが、やはりこちらにつきましても、職員が異動しまして、また、新人採用者が所属したというようなことで、大きな差額がでているということでございませう。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

もう1度すみませんが、職員が異動して新人を採用して減額になった、ちょっとわかりづらいたんですけども。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

職員の異動につきましては、現員のところで当初予算を見積もっているわけですが、職員が4月1日に配置換えということになっております。特に新人職員が配置された場合ですと、大きな金額が減額になるというようなこともございませうので、ここで差額が出たということもございませう。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

ちょっとわかりづらいたので、また改めて伺いますようにします。ありがとうございました。

○議長（井上光三君）

ほかに質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第103号から第107号について、質疑を終わります。

○議長（井上光三君）

これから議案第103号から第107号について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって議案第103号から第107号について、討論を終わります。

これから日程第6 議案第103号から日程第10 議案第107号について、一括して採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第103号から第107号については原案のとおり可決されました。

○議長 (井上光三君)

日程第11 議案第108号 リニア高下工事用道路整備工事(2工区)請負契約の締結についてを議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 志村学君。

————— 議案の提案理由朗読説明 —————

○議長 (井上光三君)

次に、議案第108号について補足説明を求めます。

管財課長 樋口一也君。

○管財課長 (樋口一也君)

議案第108号の補足説明をさせていただきます。

工事名につきましては、リニア高下工事用道路整備工事(2工区)であります。

施工場所につきましては、富士川町高下仙洞田地内であります。

工事概要につきましては、施工延長73メートル、幅員7.6m、うち道路改良工事箇所部分が延長49メートル、橋梁工事部分が延長24mであります。

入札の方法につきましては、2社の共同企業体による一般競争入札であります。

先月11月13日に入札参加に関する広告を行い、その結果、2つの共同企業体から参加申請があり、参加資格を満たしていることから、12月17日に入札を実施いたしました。結果といたしましては、入札は1回行い、井上建設・神田建設リニア高下工事用道路整備工事(2工区)共同企業体が落札いたしました。落札金額につきましては、2億4420万円で、落札率につきましては97.71%です。工期につきましては、議会議決日の翌日から、令和2年3月31日となっております。

契約の相手方につきましては、井上建設・神田建設リニア高下工事用道路整備工事(2工区)共同企業体で、代表構成員は山梨県南巨摩郡富士川町小室2312番地、井上建設株式会社、代表取締役井上和夫であります。なお、次ページに仮契約書の写しがありますので、ご参照ください。

以上、議案第108号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (井上光三君)

以上で町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（井上光三君）

これから議案第108号について質疑を行います。質疑はありますか。

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

3番笹本壽彦です。この、リニアとの関係の契約ですが、いずれ、これを取り壊すということをお聞きしておるのですが、それはJRとの契約の段階で、前もってそういう契約があるのでしょうか。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君。

○土木整備課長（志村正史君）

ただ今のご質問にお答えします。この工用道路につきましては、平成29年10月5日に富士川町高下地区内道路工事等に関する基本協定を締結しておりまして、その後、平成30年6月29日に、施工委託の協定を受けております。その中で、工用道路につきましては、現在JR東海が借地をしておりまして、その後、工事は町が受け、その後は完成後、町が引き取るということで、取り壊しする場所はございません。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

以上です。ありがとうございました。

○議長（井上光三君）

ほかに質疑ありますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第108号について質疑を終わります。

○議長（井上光三君）

これから議案第108号について討論を行います。

討論はありますか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって議案第108号討論を終わります。

これから日程第11 議案第108号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

○議長（井上光三君）

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて閉会とします。起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

閉会 午前10時42分